

国民年金と厚生年金の2階建ての終身年金

企業に勤める方の公的年金制度は、国民年金から、加入期間に応じた定額の基礎年金が給付され、厚生年金から、基礎年金に上乗せするかたちで加入期間と在職中の給与水準に応じた年金が給付されるという、2階建てのしくみになっています。

年金を受け取る条件を満たした場合に、それぞれの制度から老齢年金を受け取ります。そのほか、障がいが残ったときに受け取る障害年金、亡くなったときに遺族が受け取る遺族年金があります。

加入制度と受け取る年金

<p>厚生年金</p> <p>加入期間と在職中の給与水準に応じた年金</p>
<p>国民年金（基礎年金）</p> <p>加入期間に応じた定額の年金</p>

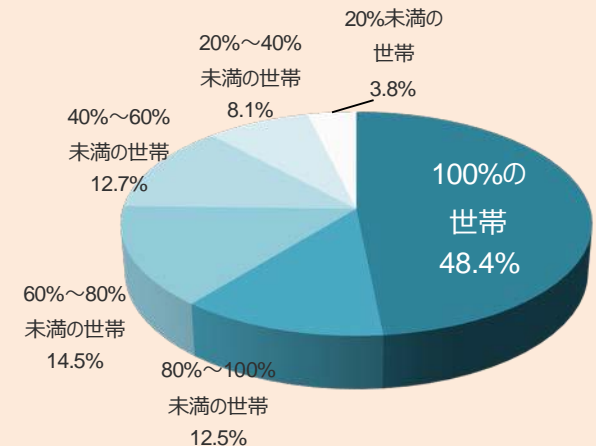
国の年金制度の役割と特徴

老齢になると、若いときのように働けなくなり、収入を得る能力が低下するリスクが高まります。国の年金制度は、国民が安心・自立して老後を過ごせるようにするセーフティネットとしての役割を担っています。

最新の国民生活基礎調査（2019年）によると、高齢者世帯においては、総所得に占める公的年金等の割合が100%の世帯は約5割にのぼっており、国の年金制度は国民の生活になくてはならないものとなっています。

また、国の年金制度は、企業年金制度の「事前積立方式」と異なり、年金積立金を活用しながら、現役世代の納付する保険料で現在の高齢者の年金給付を賄う「賦課方式」がとられており、社会全体で現役世代が、年金受給世代を支える世代間扶養のしくみによって運営されています。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



加入のしくみ

対象者

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類に分かれています。自営業者や学生等は第1号被保険者、民間企業で働く会社員や公務員は第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は第3号被保険者です。

株式会社などの法人で働く会社員は、厚生年金に加入します。

したがって、NTTグループで働く社員は厚生年金に加入し、同時に第2号被保険者として国民年金に加入することになります。

加入者資格の取得・喪失

厚生年金の加入資格は「厚生年金の適用会社に使用されるようになった日」に取得します。NTTグループの会社は厚生年金の適用会社ですので、会社に入社した日に厚生年金の加入者資格を取得し、退職・死亡した日の翌日、70歳の誕生日の前日等に喪失します。

厚生年金の加入期間は月を単位として計算し、加入者資格を取得した日から喪失した月の前月までを数えます。加入期間は、年金受給資格の判定や年金額の計算に用いられます。

保険料納付のしくみ

厚生年金保険料

厚生年金では、毎月の給料及び賞与から保険料を納付し、これを年金額に反映する「総報酬制」がとられています。厚生年金保険料は、毎月の給料（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に共通の保険料率をかけて計算され、会社と加入者が折半で負担します。毎月の給料と賞与から控除された厚生年金保険料は、会社を通じて国に納付します。

なお、国民年金保険料は厚生年金から一括して拠出されるため、本人が個別に収める必要はありません。

※ 厚生年金保険料率は毎年9月に0.354%ずつ引き上げられ、2017年9月以降18.3%で固定されました。

■ 保険料率

	加入者分	会社分
厚生年金保険料率	9.150%	9.150%

2017年9月以降

■ 標準報酬月額

報酬月額を一定の幅（32等級）にあてはめたもので、毎年4、5、6月の報酬の平均額をもとに決定し、原則として9月から翌年の8月まで使う
下限88,000円から上限650,000円までの32等級

■ 標準賞与額

賞与額の1,000円未満を切り捨てたもの
上限は支給一回につき1,500,000円

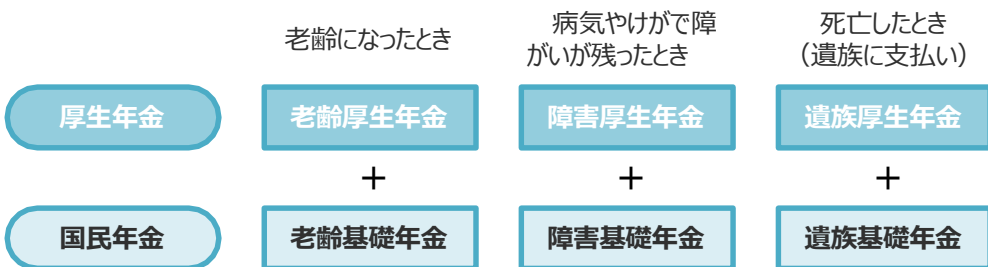
■ 標準報酬月額

報酬月額（4、5、6月の平均）	等級	標準報酬月額
93,000円未満	1	88,000円
?		
270,000円以上 290,000円未満	18	280,000円
290,000円以上 310,000円未満	19	300,000円
310,000円以上 330,000円未満	20	320,000円
330,000円以上 350,000円未満	21	340,000円
350,000円以上 370,000円未満	22	360,000円
370,000円以上 395,000円未満	23	380,000円
395,000円以上 425,000円未満	24	410,000円
425,000円以上 455,000円未満	25	440,000円
455,000円以上 485,000円未満	26	470,000円
485,000円以上 515,000円未満	27	500,000円
515,000円以上 545,000円未満	28	530,000円
545,000円以上 575,000円未満	29	560,000円
575,000円以上 605,000円未満	30	590,000円
605,000円以上 635,000円未満	31	620,000円
635,000円以上	32	650,000円

年金給付のしくみ

給付の種類

国の年金には、老齢になったときに受け取る「老齢年金」のほかに病気やけがで障がいが残ったときに受け取る「障害年金」、加入者や年金受給者が死亡したときに遺族が受け取る「遺族年金」の3種類があります。



老齢年金

老齢年金は、国民年金や厚生年金など国の年金制度に10年以上加入した人が受給開始年齢（原則65歳）に達したときに受け取ることができます。

この、年金を受け取るために必要な加入期間を「受給資格期間」といいます。

もっと詳しく

加入期間の数え方

$$\text{加入期間} = \text{保険料を納めた期間} + \text{保険料を免除された期間} + \text{カラ期間}$$

保険料を免除された期間

国民保険では、前年の所得を基準に保険料の全部または一部が免除される制度があります。保険料を免除された期間も加入期間に数えます。

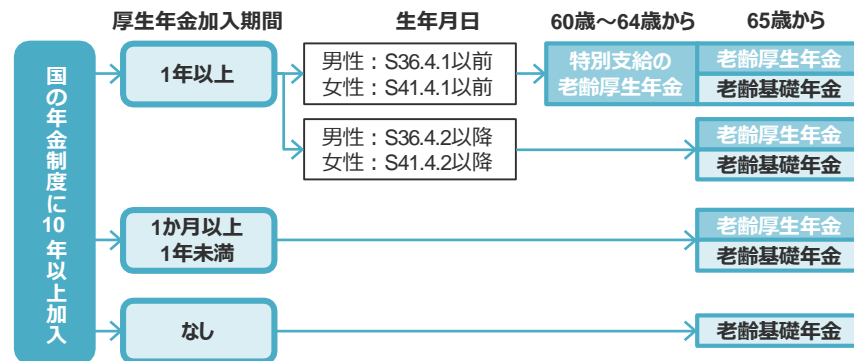
カラ期間（主なもの）

受給資格期間には数えられますが、年金額には反映されない期間です。

- ① 厚生年金基金や共済組合の加入者の被扶養配偶者（専業主婦など）が昭和61年3月以前に国民年金に任意加入しなかった期間
- ② 学生が平成3年3月以前に国民年金に任意加入しなかった期間
- ③ 学生が平成12年4月以降に国民年金保険料の納付特例を受け、保険料を納付しなかった期間

※ 国民年金に任意加入しながら保険料未納となった期間も、カラ期間として扱われます

老齢年金を受け取るための条件



もっと詳しく

老齢年金の支給開始年齢

国の老齢年金の支給開始年齢は、60歳から65歳に引き上げられました。しかし、経過的な措置として、生年月日と性別に応じて60～64歳の間に年金を受け取れる仕組み（「特別支給の老齢厚生年金」という）があります（下図）。

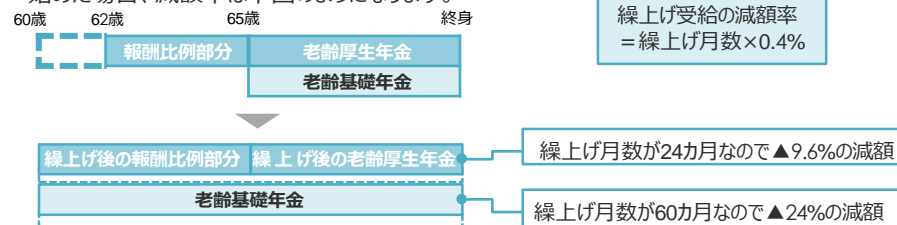
昭和16年4月1日以前生まれの男性と昭和21年4月1日以前生まれの女性は、60歳から特別支給の老齢厚生年金（1階：定額部分+2階：報酬比例部分）が受け取れますが、生年月日に応じて徐々に定額部分、報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられ、昭和36年4月2日以降生まれの男性、昭和41年4月2日以降生まれの女性はすべて65歳からの受け取りになります。

生年月日		受け取れる年金	
60歳 ← 特別支給の老齢厚生年金 → 65歳			終身
男 S16.4.1以前	報酬比例部分（2階部分）		老齢厚生年金
女 S21.4.1以前	定額部分（1階部分）		老齢基礎年金
男 S16.4.2～S18.4.1	報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S21.4.2～S23.4.1	61歳 定額部分		老齢基礎年金
男 S18.4.2～S20.4.1	報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S23.4.2～S25.4.1	62歳 定額部分		老齢基礎年金
男 S20.4.2～S22.4.1	報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S25.4.2～S27.4.1	63歳 定額部分		老齢基礎年金
男 S22.4.2～S24.4.1	報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S27.4.2～S29.4.1	64歳 定額部分		老齢基礎年金
男 S24.4.2～S28.4.1	報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S29.4.2～S33.4.1			老齢基礎年金
男 S28.4.2～S30.4.1	61歳 報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S33.4.2～S35.4.1			老齢基礎年金
男 S30.4.2～S32.4.1	62歳 報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S35.4.2～S37.4.1			老齢基礎年金
男 S32.4.2～S34.4.1	63歳 報酬比例部分		老齢厚生年金
女 S37.4.2～S39.4.1			老齢基礎年金
男 S34.4.2～S36.4.1	64歳		老齢厚生年金
女 S39.4.2～S41.4.1			老齢基礎年金
男 S36.4.2以降			老齢厚生年金
女 S41.4.2以降			老齢基礎年金

年金の繰上げ受給

昭和16.4.2以降生まれの男性、昭和21.4.2以降生まれの女性は、支給開始年齢前でも、60歳以降の希望する時期から、年金を繰上げて受け取ることができます。ただし、繰上げた期間に応じて年金額が減額（繰上げ1月につき▲0.4%）され、終身減額された年金を受け取ることになります。

なお、老齢厚生年金を繰上げる場合は老齢基礎年金とセットで繰上げなければなりません。例えば、老齢厚生年金の支給開始年齢が62歳の人が繰上げ受給をして、60歳から受け取り始めた場合、減額率は下図のようになります。

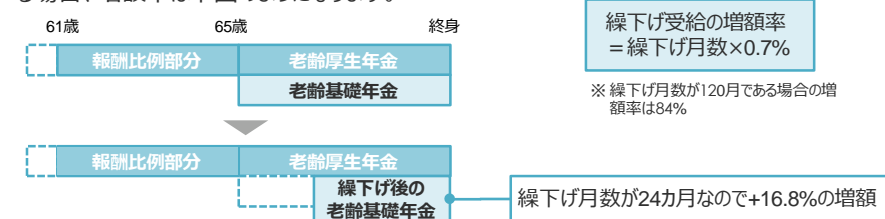


年金の繰下げ受給

65歳から受け取る老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66歳以降75歳まで受給開始時期を繰下げて受け取ることができます。繰下げた期間に応じて年金額が増額（繰下げ1月につき+0.7%）されます。

ただし、老齢厚生年金は、在職等により年金額が調整（支給停止）されている際には、調整後の年金が増額の対象となります。（全額支給停止の場合は、増額対象となりません）

なお、受給の繰下げは、①老齢厚生年金のみ、②老齢基礎年金のみ、③老齢厚生年金と老齢基礎年金のいずれでも行うことができます。例えば、老齢基礎年金を67歳から受け取る場合、増額率は下図のようになります。



もっと詳しく

特別支給（60歳～64歳）の年金額

定額部分

定額部分は、**厚生年金の加入期間**に応じた額となります。ただし、加入月数には上限があります（1946.4.2以降生まれの人は480月）。

報酬比例部分

報酬比例部分は、在職中の給料・賞与額と加入期間をベースに計算した額となります。2003.4から、賞与も年金額のベースとする「総報酬制」が導入されたため、2003.3以前の加入期間については給料をもとに、2003.4以降の加入期間については給料と賞与をもとに計算し、合算します。

加給年金

厚生年金に20年以上加入している年金受給者が定額部分を受け取れるようになったときに、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者や18歳未満の子がいれば、「加給年金額」が加算されます。

本来支給（65歳以降）の年金額

1階部分：老齢基礎年金

老齢基礎年金は、**国民年金の保険料納付期間**に応じた額となります。20歳から60歳までの40年間、すべて保険料を納めた場合に、満額の老齢基礎年金を受け取れます。保険料を納めた期間が40年に足りない場合は、その分が減額されます。

2階部分：老齢厚生年金

65歳から受け取れる老齢厚生年金の計算方法は、特別支給の報酬比例部分と同じです。

加給年金

65歳から受け取る老齢厚生年金に加算される加給年金の額は、特別支給の加給年金と同じです。

在職中の年金額（60歳以上）

厚生年金保険法の改正に伴い2022年4月1日から、60歳以上で在職中（厚生年金に加入中）に老齢厚生年金を受け取る場合は、年金月額^{※1}と給与（総報酬月額相当額）の合計が47万円^{※2}を超えると年金額が調整されます。加給年金額は、年金が全額停止された場合は、加算されなくなります。

70歳以上の人も在職老齢年金（在職中の年金）の対象となります。

■ 60歳以上の在職老齢年金（在職中の年金）早見表

（単位：万円）

		給与（標準報酬月額相当額）													
		18	22	26	30	34	38	42	46	50	54	58	62	66	70
年金月額 ^{※1}	4	4	4	4	4	4	4	4	2.5	0.5	0	0	0	0	0
	8	8	8	8	8	8	8	6.5	4.5	2.5	0.5	0	0	0	0
	12	12	12	12	12	12	10.5	8.5	6.5	4.5	2.5	0.5	0	0	0
	16	16	16	16	16	14.5	12.5	10.5	8.5	6.5	4.5	2.5	0.5	0	0
	20	20	20	20	18.5	16.5	14.5	12.5	10.5	8.5	6.5	4.5	2.5	0.5	0
	24	24	24	22.5	20.5	18.5	16.5	14.5	12.5	10.5	8.5	6.5	4.5	2.5	0.5

※1 60歳～64歳は定額部分と報酬比例部分が対象、65歳以降は老齢厚生年金部分のみが対象

※2 2022年度以降基準額

障害年金

厚生年金加入者が、病気やけがにより障がいが残ったときは、障害年金を受け取れます。

障害年金には、1階部分の障害基礎年金と2階部分の障害厚生年金があり、障がいの重さによって受け取る年金が決まります。

障害厚生年金は次の条件を満たしている場合に受け取れます。

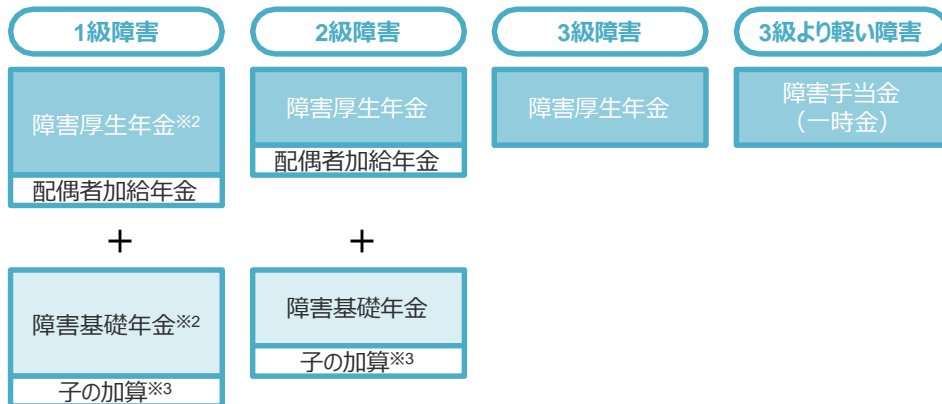
- 1 障がいの原因となった病気・けがの初診日に厚生年金に加入していた
- 2 障害認定日※1に所定の障害等級に該当している
- 3 一定の保険料納付条件を満たしている（原則として滞納期間が加入すべき期間の3分の1以下）

※1 障害認定日とは、初診日から1年6か月が経過した日、またはその前に症状が固定した日をいいます。

■ 障害等級別の障がいの程度

1級障害	日常生活を1人で営めない状態
2級障害	日常生活が困難で仕事に就けない状態
3級障害	仕事に大きな制限を受ける状態

■ 障害等級と受け取れる障害年金



※2 1級障害基礎年金・厚生年金はそれぞれ、2級障害基礎年金・厚生年金の1.25倍となります。

※3 18歳未満の子がいる場合に加算されます。

遺族年金

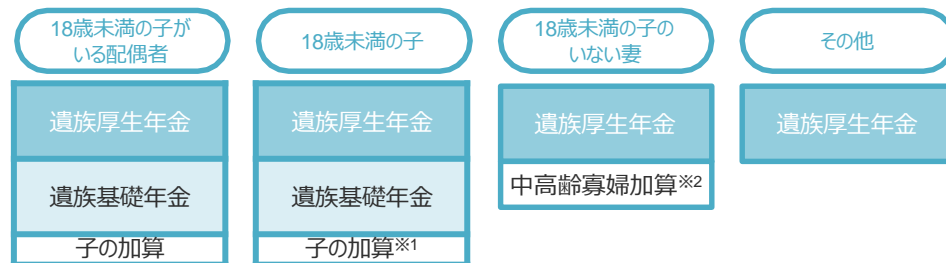
厚生年金加入者または年金受給者が死亡したときは、その人に生計を維持されていた遺族（妻、子、55歳以上の夫、55歳以上の父母、孫、55歳以上の祖父母）が遺族年金を受け取れます。

遺族年金には、1階部分の遺族基礎年金と2階部分の遺族厚生年金があり、遺族の家族構成によって受け取る年金が決まります。なお、年金額は、遺族基礎年金は満額の老齢基礎年金と同額、遺族厚生年金は加入者本人が受け取る老齢厚生年金の4分の3の額になります。

遺族厚生年金は次の条件を満たしている場合に受け取れます。

- 1 厚生年金に加入している人が死亡したとき
- 2 厚生年金の加入者でなくなった後、加入期間中に初診日がある病気やけがで初診日から5年以内に死亡したとき
- 3 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき
- 4 障害等級1級・2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- 5 加入者本人が一定の保険料納付条件を満たしている（障害厚生年金と同様）

■ 遺族の家族構成と受け取れる遺族年金



※1 子が複数いるときは、2人目以降の子について子の加算額が加算されます。

※2 夫死亡時に40歳以上である場合に、65歳になるまで加算されます。